様式第7号（第11条関係）

改善命令書

　　　　　　　　　 　　　 第　　　　号

　　　　　　　　　　　　 　年　月　日

　認定建築主　　　　　　　　　様

　　　　 出雲市長　　　　　　　　　　　 印

　下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により改善に必要な措置をとることを命じます。

　なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に、出雲市（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1　認定番号

2　認定年月日

3　認定に係る建築物の位置

4　認定建築主の氏名

5　措置の内容

6　改善の期限